

回覧										

浄化槽補助制度について

浄化槽(設置・維持管理費)補助制度の趣旨

快適な生活環境の早期改善と河川や海の水質をきれいにするために、生活雑排水(台所、風呂、洗濯等)と、し尿を併せて処理する浄化槽(合併処理)の設置及び維持管理に対して補助金等を交付する制度です。

Ⅱ 設置補助の概要

1. 対象建物

建物(非住宅を含む)に10人槽以下の浄化槽を設置する場合

2. 対象区域

市内の集合処理区域(公共下水道など)以外で、都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域

※ 区域の問い合わせは、上下水道局下水道課(427-9289)又は尾上処理工場(422-5560)へ

3. 補助の内容

(1) 浄化槽設置補助

人槽規模	補助限度額
5人槽	770,000 円
7人槽	940,000 円
10人槽	1,250,000 円

※要綱で規定した高度処理型の場合、補助限度額の上乗せがあります。

(2) 単独処理浄化槽の撤去費補助

補助限度額
60,000 円

(3) 改造助成金

改造内容	助成金額
合併処理浄化槽 → 単独処理浄化槽	50,000 円
単独処理浄化槽 → 合併処理浄化槽	25,000 円

4. 手続の流れ

★浄化槽設置届★

新築・増改築の場合は建築確認申請

★交付申請書★

工事着工前に必ず申請

【交付決定】

本人宛に通知します。

★浄化槽工事★

交付決定後に工事着工

★実績報告書★

工事完了後、1か月以内に提出
申請時の印鑑を使用してください。
本人の立会が必要です。

【完了検査】

【確定通知書】

本人宛に通知します。

★補助金請求書★

申請時の印鑑を使用してください。

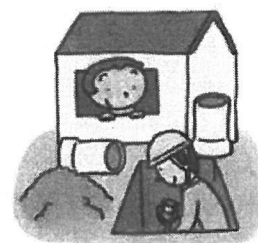
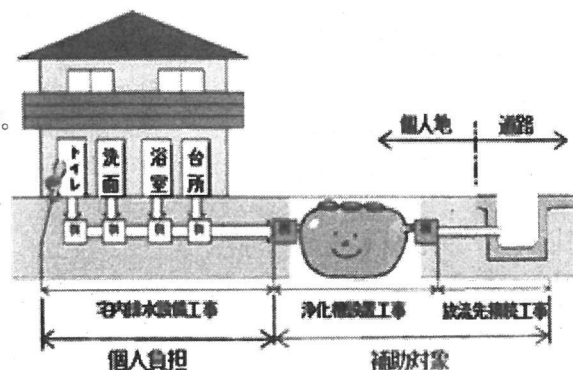
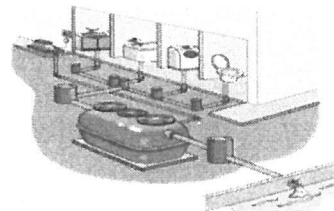
【補助金交付】

ご指定の金融機関の口座に振込まれます。

※ 申請受付は、4月1日(土・日は翌日)から12月28日(土・日は前日)までとなっています。

※ 設置工事着工後の申請は、補助対象になりません。

必ず、事前に申請し補助金交付決定通知書が届いてから、設置工事に取りかかってください。



◎申請書・添付書類

交付申請書

「浄化槽設置整備事業補助金等交付申請書」及び下記の添付書類を提出してください。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（浄化槽調書を含む。）
- (2) 建物を借りている場合は、土地及び建物の所有者の承諾書
- (3) 建物付近の見取り図及び建物の平面図
- (4) 浄化槽の配置図及び改造工事の図面
- (5) 工事費の見積書の写し及び「工事費内訳書（見積）」※規定様式
- (6) 既存単独浄化槽又は、くみ取り便所の現況写真（新設浄化槽の場合を除く。）
- (7) 市税に滞納がないことの証明書（加古川市市税確認承諾書に完納印のあるもの）※市役所収税課にて交付。各市民センターでは交付できません。
- (8) 登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）
- (9) 浄化槽工事業の登録通知書又は届出書等の写し（登録又は届出番号の記載があるもの）
- (10) 浄化槽設備士免状の写し
- (11) 浄化槽施工技術特別講習修了証書の写し（昭和62年度以前の設備士免状取得者に限る。）
- (12) 委任状（代理申請の場合）
- (13) その他（別途、市が個別に提出を求めた場合）

各種
添付書類

実績報告書

工事完了後、1か月以内又は3月15日のいずれか早い方の日までに、「浄化槽設置整備事業補助金等実績報告書」及び添付書類を提出して下さい。

- (1) 工事費に係る請求書の写し及び「工事費内訳書（請求）」※規定様式
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との維持管理契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置工事及び改造工事の経過写真（※「工事写真の撮り方」による。）
- (4) チェックリスト ※規定様式
- (5) 領収書の写し
- (6) 浄化槽の配置図及び改造工事図面（変更があった場合）
- (7) 委任状（受領委任払の場合）
- (8) その他（別途、市が個別に提出を求めた場合）

各種
添付書類

◎既存住宅の特例・手続等

(1) 人員算定について

浄化槽の人員算定については、兵庫県浄化槽指導要綱等により建物の延床面積及び使用人数で算定されます。

ただし、既存住宅に浄化槽を設置する場合で、居住人数が少ない等の条件により、緩和措置が認められる場合があります。 ※ 浄化槽の設置届を提出する前にご相談ください。

(2) 受領委任払について

補助金等の受領を施工業者に委任することにより、総工事費から補助金等を差し引いた残額を施工業者に支払うようにする支払方式です。申請者は一時的な工事費の負担を軽減することができます。

※ 補助金交付申請の前にご相談ください。

※ 受領委任払制度を利用するには、別途、施工業者の登録が必要となります。

(3) 既存設備の廃止手続について

浄化槽の設置に伴い、不要となる既存の設備を廃止する届出が必要となります。

- ① し尿処理廃止届・・・くみ取り便所を廃止する場合
- ② 浄化槽廃止届書・・・浄化槽（単独処理・合併処理）を廃止する場合



◎設置補助の申請窓口

○加古川市尾上処理工場（加古川市尾上町養田 1650 番地 管理棟 2 階 電話 422-5560）

※受付時間は、市役所開庁日の 8:30～16:30 です。

Ⅲ 維持管理費補助の概要

1. 対象者

適正な維持管理が行われている 10 人槽以下の合併処理浄化槽管理者

※ 適正な維持管理とは、以下の(1)～(3)を全て満たすこと

- (1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年 3 回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること
- (2) 浄化槽の清掃(汚泥の引抜きを含む)を年 1 回以上実施していること
- (3) 浄化槽法第 11 条第 1 項に規定する法定検査(年 1 回)を受検し、結果が「適正」又は、「おおむね適正」であること

※ 結果が「不適正」の場合は、指摘事項を改善の上、改善報告書の提出が必要

2. 対象区域

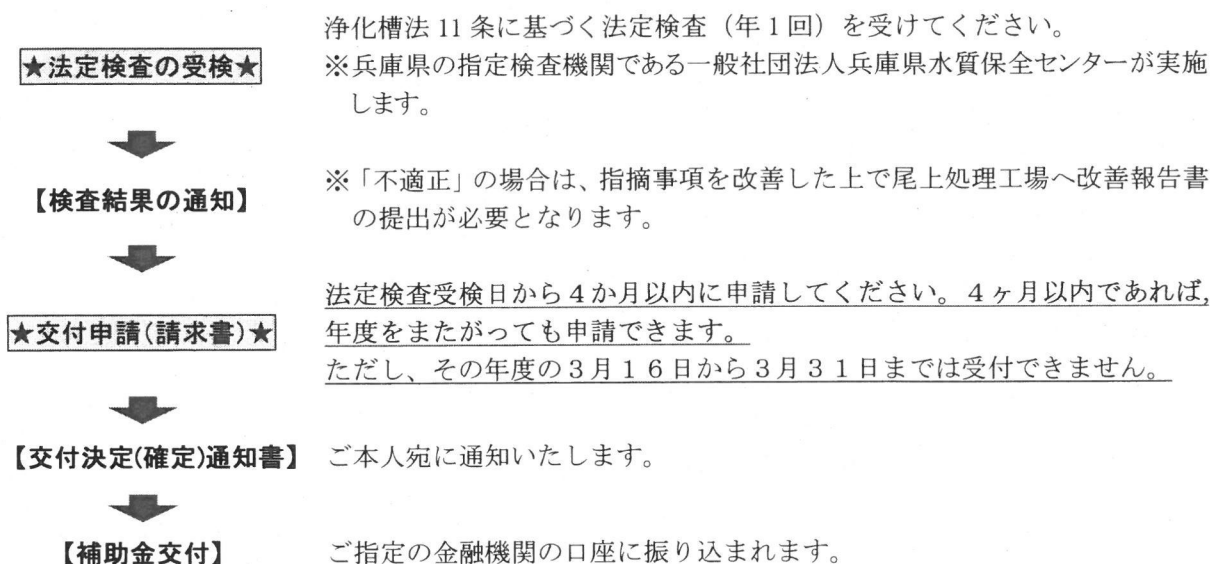
集合処理区域(公共下水道など)以外で、都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域

※ 区域のお問い合わせは、上下水道局下水道課(427-9289)または尾上処理工場(422-5560)へ

3. 補助金の金額

年間 20,000 円(補助の期間は、初回申請から 10 年間 ※ 毎年申請が必要です。)

4. 手続きの流れ



◎申請書・添付書類

1. 申請書類

「浄化槽維持管理費補助金交付申請(請求)書」に添付書類をつけて、申請窓口で申請してください。

※ 申請(請求)書は、申請窓口及び各市民センターで配布しています。また、尾上処理工場のホームページから印刷することもできます。

2. 添付書類

前回の法定検査から今回の法定検査までの期間(およそ 1 年以内)に実施した保守点検・清掃が対象となります。

- (1) 法定検査結果書(浄化槽法 11 条)及び領収書の写し
- (2) 保守点検記録票(3 回分)及び領収書の写し
- (3) 浄化槽清掃記録票及び領収書の写し
- (4) 改善報告書の写し(法定検査結果書の結果判定が不適正の場合のみ)

3. 申請時期等

申請期間は、今回の法定検査(浄化槽法 11 条)受検日から 4 か月以内です。4 ヶ月以内であれば、年度をまたがっても申請できます。

ただし、各年度の申請は、3 月 16 日から 3 月 31 日までは受付できません。



(例)

下表は法定検査を受検した場合の日程例(保守点検・清掃・法定検査)です。

水質保全センターが実施		申請期間 4 か月以内	
法定検査	☆ ←----- 補助対象の期間 -----→ ☆	前回法定検査 (11条)	今回法定検査 (11条)
委託業者が実施	▼	▼	▼
保守点検	1 回目	2 回目	3 回目
委託業者が実施	●		
清 掃	1 回		

◎設置後の維持管理について

浄化槽を設置した後は、下記のとおり維持管理の実施が必要です。

保守点検	年3回以上の保守点検（機器の点検修理・消毒剤の補充等）を実施してください。 ※兵庫県から登録を受けた保守点検業者が実施
清 掃	年1回以上の浄化槽の清掃（汚泥引抜きを含む。）を実施してください。 ※加古川市が許可した清掃業者が実施
法定検査	使用開始後3か月～8か月の期間に実施する設置後の水質検査（浄化槽法7条）を受けてください。（初回のみ） 年1回の法定検査（浄化槽法11条）を受けてください。（2回目以降） ※兵庫県の指定検査機関 一般社団法人兵庫県水質保全センターが実施
書類の保管	法定検査の検査結果書及び保守点検業者・清掃業者から交付された記録票については、浄化槽法等により、3年間保管義務があります。 また、法定検査、保守点検及び清掃手数料の領収書についても保管してください。 ※上記、記録票、検査結果書及び領収書は「維持管理費補助金」の交付申請の添付書類として必要になります。

**浄化槽の機能を発揮させるためには
正しい維持管理が必要不可欠です。**

保守点検



清 掃



法定検査



◎維持管理費補助の申請窓口

- 加古川市 尾上処理工場（加古川市尾上町養田 1650 番地 管理棟 2 階）
 - 加古川市 環境第 2 課（加古川市野口町水足 1452 番地の 1 環境美化センター 2 階）
 - 加古川市 環境政策課（加古川市加古川町北在家 2000 番地 市庁舎新館 7 階）
- ※ 受付時間は、市役所開庁日の 8:30 ～16:30 です。

【補助制度に関する問合せ先】

加古川市 尾上処理工場
〒675-0025 加古川市尾上町養田 1650 番地
電話 079-422-5560
FAX 079-424-7274

(表)

様式第1号(第8条関係)

新 規	継 続
-----	-----

年 月 日

加古川市長 様

〒 ー

申 請 者 住 所

(浄化槽管理者)(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話

()

浄化槽維持管理費補助金交付申請(請求)書

浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について別添の書類のとおり実施したので、加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請(請求)します。

なお、補助申請要件の確認、法定検査日の調整及び浄化槽台帳の登録内容の修正のため、申請書記載内容(10振込先を除く)を、兵庫県の指定検査機関である一般社団法人兵庫県水質保全センターへ、裏面記載のとおり提供することに同意します。

記

1 交付申請額 (請求額)	20,000円 (※初回申請年月日: 年 月 日)		
2 浄化槽使用者			
3 浄化槽所有者			
4 設置場所	加古川市		
5 設置浄化槽	人 槽	人槽	実人員 人
6 建 物	用 途	1 住宅 2 その他 ()	
	床面積	m ²	
7 法定検査 (浄化槽法第11条)	検査日	年 月 日	前回 年 月 日
	総合判定結果	適正 ・ おおむね適正 ・ 不適正	
	改善報告日(結果が不適正の場合)	年 月 日	
8 清掃年月日	年 月 日	年 月 日	
9 保守点検年月日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
10 振込先 (1)金融機関	銀行・信用組合 農協・信用金庫		本店 支店 支所
(2)預金種別	1 普通 2 当座		
(3)口座番号			
(4)フリガナ			
口座名義			

※申請者と口座名義が異なる場合は、別途委任状の添付が必要となります。